阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定 (都市計画船戸町地区地区計画の決定)(芦屋市決定)

(都市計画法縦覧前の事前説明資料)

計画書

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(芦屋市決定) 都市計画船戸町地区地区計画を次のように決定する。

	名 称 位 置	船戸町地区地区計画			
	位 置				
		芦屋市船戸町の一部 			
	面 積	約7.6ha			
	地区計画の目標	本地区は , J R 芦屋駅の北西部に位置し ,駅前は商業施設等が立地する利便性の高い地域だが ,少し離れれば閑静な住宅地で戸建て住宅とマンション等が隣接しながらも , 住みよい住環境を維持してきた。			
		阪神・淡路大震災以降,中高層の集合住宅の建設が進むとともに,山手幹線の整備に伴い,沿道において建設される建築物等により,住環境の急変が予想される。			
区域の数		本地区計画は,現在の閑静で住みよい低層住宅を中心とした住環境を保全・育成するとともに,幹線道路沿道においては,背後の住宅地区と調和した土地利用を図り,良好な市街地の形成を図ることを目標とする。さらに,現在店舗等が立地する区域では,周辺との住環境や景観等の調和を図り,まとまりのある市街地の形成を図ることを目標とする。			
整備・開発及び	土地利用の方針	本地区は,良好な市街地の形成を図るため,次のように土地利用を誘導する。 1 住宅地区においては,建築物の高さの混在を防止するため,戸建て低層住宅を主体とする地区とし,現在の住みよい住環境に配慮した秩序ある土地利用を図る。 2 山手幹線沿道地区においては,隣接する住宅地区と調和した秩序ある土地利用を図る。 3 近隣商業地区においては,隣接する地区の住環境に配慮しつつ,賑わいのある土地利用を図る。			
保	地区施設の整備の 方針	既存の道路,公園等の地区施設は,安全で安心な環境を守るため,その機能と目的が損なわれないよう維持・保全に努める。			
全に関する方針	建築物等の整備の方針	1 住宅地区 低層住宅を中心とする良好な住環境を維持・保全するとともに,街並みの形成を図るため,建築物の用途の制限,建築物の高さの最高限度,敷地面積の最低限度,壁面の位置の制限,緑化率の最低限度,建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 2 山手幹線沿道地区落ち着きのある沿道景観や美しい街並みの形成を図るため,建築物の用途の制限,建築物の高さの最高限度,敷地面積の最低限度,壁面の位置の制限,緑化率の最低限度,建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 3 近隣商業地区 隣接する地区の住環境に配慮した魅力ある景観等の形成を図るため,建築物の用途の制限,建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。			

	地区整備計画を 定める区域			計画図表示のとおり			
	地区整備計画の 区域面積		-	約7.6ha			
		細区分の	名称	住宅地区	山手幹線 沿道地区	近隣商業 地区	
		分の	面積	約5.2ha	約0.8ha	約1.6ha	
		建築物	等の	次に掲げる建築物は ,建築して	次に掲げる建築物は,建築して	次に掲げる	
		用途の制限		はならない。	はならない。	建築物は,建	
				(1) 店舗 ,飲食店その他これら	(1) 1 戸の住戸専有床面積が 4	築してはな	
				に類する用途に供する建築	0 m ² 未満の集合住宅	らない。	
				物(兼用住宅の延べ面積の2		(1)葬儀を主	
				分の1以上を居住の用途に		たる目的 とする建	
				供し,かつ,居住以外の用途 に供する床面積の合計が5		こりる建し 築物	
				0 ㎡以内のものを除く。)		来彻	
				(2) 1戸の住戸専有床面積が			
				40㎡未満の集合住宅			
						はこの限りでな	
				ι I ₀			
		建築物	の敷	1 敷地面積が2,000㎡未満	端の敷地を分割する場合は130		
		地面積の最			計画の決定告示の際 , 現に存する		
		低限度		ものについては、この限りでない。			
地区整備計画	建			2 敷地面積が2,000㎡以上の敷地を分割する場合は,15			
整	建築物等に関する事	2争 名 州勿	竿の	0 ㎡とする。	1 建築物の最高部(当該建築		
1補	等	建築物高さの		1 建築物の最高部(当該建築 物の階段室,昇降機塔,装飾	1 建築物の最高部(当該建築 物の階段室,昇降機塔,装飾		
画	に問	限度	取回	塔,物見塔,屋窓その他これ			
	ず	FILIX		らに類する屋上部分を含み、			
	る事			棟飾 ,防火壁の屋上突出部そ	棟飾,防火壁の屋上突出部そ		
	項			の他これらに類する屋上突			
				出部を含まない。) までの高	出部を含まない。) までの高		
				さは10mとする。ただし,	さは15mとする。		
				敷地面積が500㎡以上の	2 次に掲げる要件のいずれ		
				場合は12mとする。	にも適合するものについて		
				2 次に掲げる要件のいずれ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
				にも適合するものについて は , 前項は適用しない。	(1)この地区計画の決定告示の 際,現に存する建築物の高		
				(1) この地区計画の決定告示	除, 現に行する建築初の局 さ又は現に建築の工事中の		
				の際,現に存する建築物の	建築物の計画最高高さが1		
				高さ又は現に建築の工事中	5mを超える場合であっ		
				の建築物の計画最高高さが	て、当該敷地を一の敷地と		
				敷地面積500㎡未満の場	して再度新築するもの。		
				合は10m,敷地面積50	(2) 敷地面積の10分の1以		
				0 ㎡以上の場合は12mを	上の空地 (緑地を含む。)を		
				超える場合であって,当該	道路に面して有するもの。		
				敷地を一の敷地として再度	3 前項に該当する場合の最		
				新築するもの。	高限度は、既に存する建築		
				(2) 敷地面積の10分の1以	物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の計画高され		
				上の空地(緑地を含む。)を 道路に面して有するもの。	事中の建築物の計画高さと する。		
				但四に囲して行するでい。	ソン。		

3 前項に該当する場合の最高限度は,既に存する建築物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の計画高さとする。

壁面の位置の制限

- 1 隣地境界線から建築物の 外壁の面までの距離の最低 限度は,次のとおりとする。
- (1) 敷地面積が250㎡未満 の場合は0.7mとする。
- (2) 敷地面積が250㎡以上500㎡未満の場合は1.0mとする。
- (3) 敷地面積が500㎡以上 の場合
- (ア) 建築物の最高部までの高さが10m以下の場合は1.5mとする。
- (1) 建築物の最高部までの高さが10mを超える場合は2.0mとする。ただし、壁面後退を2.0mとすることにより、建築基準法等で定められた建ペい率を確保できない場合は1.5mまで緩和することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該 当する場合は,前項は適用し ない。
- (1) 前項の限度に満たない距離にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
- (2) 前項の限度に満たない距離にある建築物が,物置その他これに類する用途に供する建築物で,軒の高さが2.3 m以下であり,かつ,この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。
- 3 5戸以上又は敷地面積が 500㎡以上の集合住宅に おいて,道路に直接面する窓 を有する居室がない住戸は, 各住戸の居室のうち,一以上 は窓先空地(居室の窓又は居 室のバルコニーの外側に設 ける避難上有効な空地で,幅

- 1 隣地境界線から建築物の 外壁の面までの距離の最低 限度は,次のとおりとする。
- (1) 敷地面積が250㎡未満の場合は0.7mとする。
- (2) 敷地面積が250㎡以上500㎡未満の場合は1.0mとする。
- (3) 敷地面積が500 m以上 の場合
- (ア) 建築物の最高部までの高 さが12m以下の場合は 1.5mとする。
- (1) 建築物の最高部までの高さが12mを超える場合は2.0mとする。ただし、壁面後退を2.0mとすることにより、建築基準法等で定められた建ペい率を確保できない場合は1.5mまで緩和することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該 当する場合は,前項は適用し ない。
 - (1) 前項の限度に満たない距離にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
 - (2) 前項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。
- 3 5戸以上又は敷地面積が 500㎡以上の集合住宅に おいて,道路に直接面する窓 を有する居室がない住戸は, 各住戸の居室のうち,一以上 は窓先空地(居室の窓又は居 室のバルコニーの外側に設 ける避難上有効な空地で,幅

		及び奥行がそれぞれ2m以上のもの。)を設けるとともに,窓先空地から道路,公園, 広場その他これらに類するものまで,幅1.5m以上の屋外通路を設けること。	及び奥行がそれぞれ2m以上のもの。)を設けるとともに,窓先空地から道路,公園,広場その他これらに類するものまで,幅1.5m以上の屋外通路を設けること。	
	緑化率の最 敷地面積が130㎡以上500㎡未満の場合は10%とする			
形彩	築物等の 態又は色 その他の 匠の制限	1 建築物の屋根及び外壁の 色彩等は、周辺環境と調和したものとし、芦屋景観地区に 定める大規模建築物の色彩 基準を適用する。 2 屋外広告物の表示面積の 合計は5㎡以下,3枚以下 とし、広告物等の上端の地上 からの高さは5m以下とし、 地色に彩度10以上の色を 使用してはならない。	基準を適用する。 2 屋外広告物の表示面積の 合計は10㎡以下,3枚以下 とし,広告物等の上端の地上	物の地色に 彩度10以 上の色を使 用してはな

「区域,地区の細区分の区域は計画図表示のとおり」

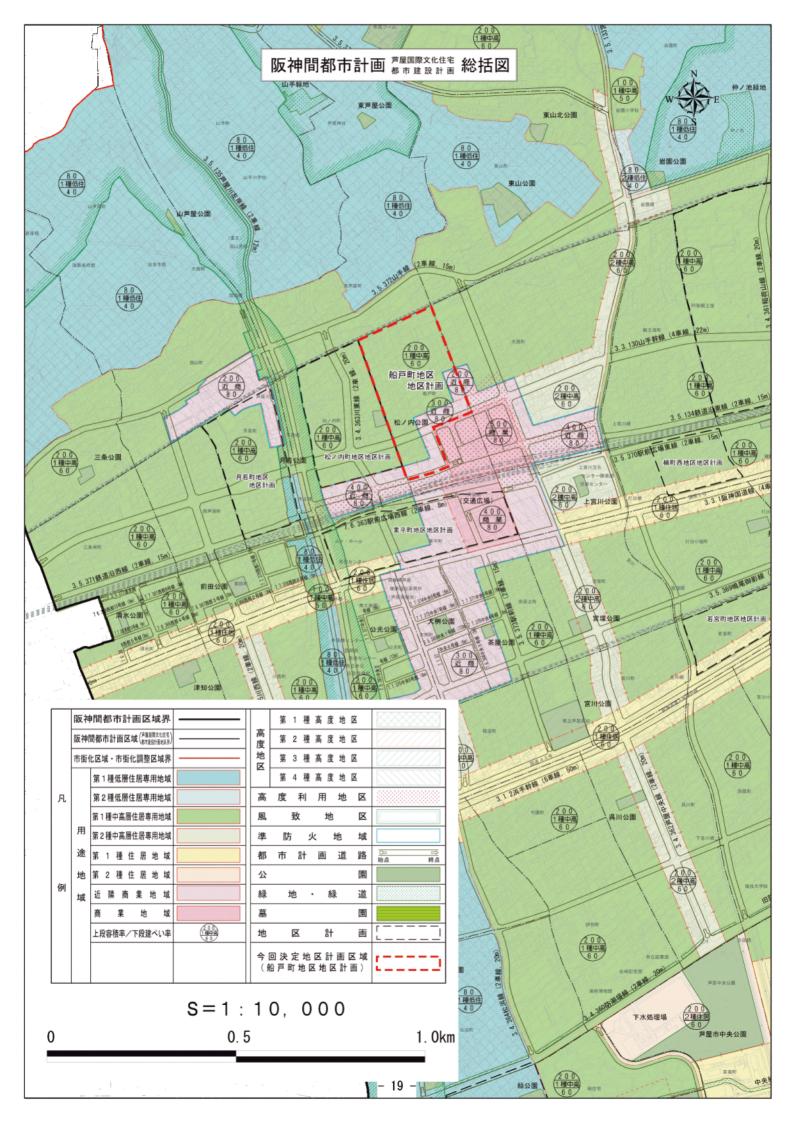
理由:別紙理由書のとおり

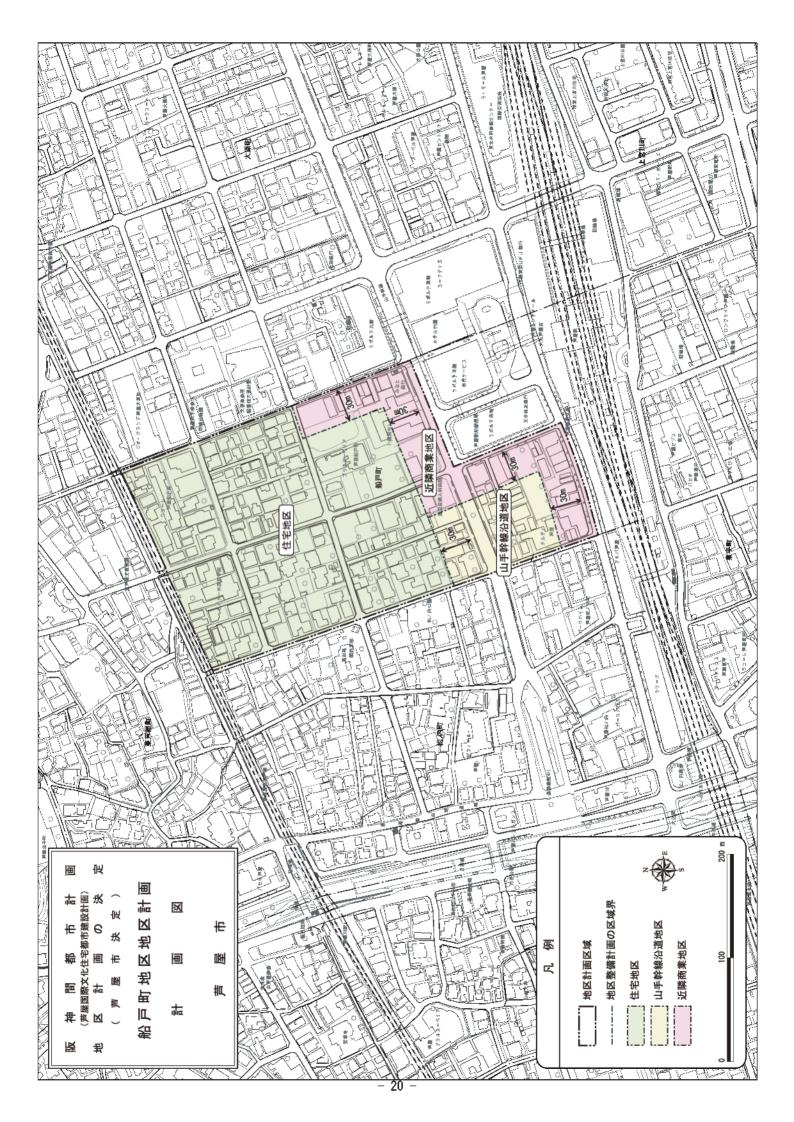
理由書

当地区はJR芦屋駅の北西部に位置し,芦屋市の中心核である駅前商業地域に隣接するが,少し離れれば 閑静な低層住宅を中心とした市街地が形成されている。

しかし,阪神・淡路大震災以降,マンション等の立地が進むとともに,山手幹線道路の整備に伴い,住環境を阻害する建築物の建設が危惧されることや,緑の保全等現在の住環境を維持・保全しようとする気運が芽生え,平成21年7月には「船戸町まちづくり協議会」が設立され,同協議会において,意見交換会やアンケート調査,説明会等を開催し,不同意者等への個別説明等を経て,平成22年9月芦屋市長宛に地区計画(地元案)についての要請書が提出された。

本市においても,地区特性を生かしたこの要請を踏まえ,現在の低層住宅を中心とした閑静で住みよい住環境を保全・育成し,山手幹線沿道地区においては,背後の戸建て中心の住宅地区に配慮した土地利用により良好な市街地の形成を図るとともに,近隣商業地区では利便性の向上を図りつつ良好で安全な市街地の形成を図るため,本案のとおり地区計画の決定を行う。





縦覧結果と意見書提出状況

- 1.阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(芦屋市決定) (都市計画船戸町地区地区計画の決定)
 - 1)地区計画等の案の作成手続きに関する条例による案の縦覧

縦覧期間 平成 22 年 11 月 22 日(月)から平成 22 年 12 月 6 日(月)まで

縦覧場所 都市環境部都市計画課

縦覧者数 3名

意見書数 なし

(参考) 芦屋市ホームページ(縦覧ページ)のアクセス数(縦覧期間中)

掲載期間 平成 22 年 11 月 22 日(月)から平成 22 年 12 月 6 日(月)まで 8 5 アクセス

	α	
_	//	_